

弁護士費用案内

弁護士法人新さっぽろ総合法律事務所

事案の内容		着手金（基準額）	実費（基準額）	報酬（基準額）	備考	
法律相談		1時間：5,000円				
債務整理	任意整理	1社あたり3万円	適宜精算する	0円		
	過払金返還請求	0円	原則として、返還された過払金から充当	訴訟によらずに過払金が返還された場合は返還額の20% 訴訟を起こして過払金が返還された場合は返還額の25%	過払金が発生している可能性が高いと弁護士が判断した場合は、着手金が無料となります。	
	自己破産	同時廃止事件	25万円	2万3000円	なし	この他、裁判所に納める予納金が必要です。
		管財事件	35万円	3万5000円	なし	
	個人再生	住宅ローンなし	30万円	3万5000円	なし	
		住宅ローンあり	40万円	3万5000円	なし	
夫婦関係	協議離婚	20万円	場合による	A:10万円 または B:別表	報酬はABのいずれか高い方となります。	
	調停離婚	20万円	2万5000円	A:10万円 または B:別表		
	その他の調停	面会交流、婚姻費用分担など	単独の場合：15万円 追加の場合：10万円	2万円	なし	
	裁判離婚	30万円	3万円	A:10万円 またはB:別表	報酬はABのいずれか高い方となります。	
相続関係	遺産分割調停・審判	20万円	3万円	A:10万円 またはB:別表	報酬はABのいずれか高い方となります。	
	遺言書作成、遺産分割協議書作成等	10万円	1万円	なし		
	相続放棄	10万円	1万円	なし		
労働事件	交渉	20万円	場合による	別表のとおり		
	労働審判	20万円	2万5000円	別表のとおり		

	訴訟	A：20万円 または B：別表	3万円	別表のとおり	着手金はABのいずれか高い方となります。
交通事故	交渉	15万円	場合による	別表のとおり	
	訴訟	A：20万円 または B：別表	3万円	別表のとおり	着手金はABのいずれか高い方となります。
企業法務	(顧問料)	月3万円～			
個人顧問	(顧問料)	月1万円～			
その他の民事事件 (損害賠償請求等)	示談交渉	A：15万円 または B：別表の1/2	場合による	別表のとおり	着手金はABのいずれか高い方となります。
	調停事件	A：20万円 または B：別表	2万5000円	別表のとおり	
	裁判事件	別表のとおり	3万円	別表のとおり	
刑事事件	被疑者弁護	15万円	2万円	示談成立＝6万円 被害弁償＝3万円	
	被告人弁護	15万円	3万円	示談成立＝6万円 被害弁償＝3万円 保釈＝6万円	

※金額はすべて税抜です。

※弁護士費用は事案の内容や難易度によって増減します。

※法テラスの基準を満たした方はこちらとは別の基準により弁護士費用が決まります。

別表

請求額又は経済的利益	着手金（基準額） （請求額に応じて計算）	報酬（基準額） （経済的利益に応じて計算）
～300万円以下	請求額×8%	経済的利益×16%
300万円超～3,000万円以下	請求額×5%	経済的利益×10%
3,000万円超～3億円以下	請求額×3%	経済的利益×6%
3億円超～	請求額×2%	経済的利益×4%